**平成２９年（フ）第８７２号**
千葉県野田市桜台127番地の11、住民票上の住所埼玉県草加市小山１丁目11番20号　レオパレスグランシャリオ参番館106号
債務者　長尾　圭祐
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成３０年（フ）第６号**
千葉県流山市南流山１丁目２番地の５　コーポ鈴木101
債務者　久米　智子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成３０年（フ）第４４号**
千葉県船橋市薬円台１―20―３　ガーデンツカサⅡ２号、住民票上の住所千葉県松戸市高塚新田425番地の９
債務者　深澤　隆一
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成３０年（フ）第４７号**
千葉県柏市酒井根２丁目34番１号
債務者　大竹　　陽
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成３０年（フ）第５４号**
千葉県松戸市栄町４丁目212番地
債務者　津金　寿枝
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成３０年（フ）第５５号**
千葉県流山市大字東深井449番地の１
債務者　筒井　晴香
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成３０年（フ）第６１号**
千葉県柏市大津ケ丘１丁目54番地　１棟104号
債務者　佐藤　　綾
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成３０年（フ）第６６号**
千葉県松戸市大橋334番地の８
債務者　酒井　祐子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成３０年（フ）第７７号**
千葉県松戸市上本郷364番地の３　アクティ北松戸１―802号
債務者　中川　　裕
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成３０年（フ）第７８号**
千葉県松戸市上本郷364番地の３　アクティ北松戸１―802号
債務者　中川　　舞
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成３０年（フ）第１６号**
神奈川県厚木市温水1147番地３
債務者　山田　栄子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成３０年（フ）第３４号**
神奈川県厚木市戸室２丁目８番22号
債務者　安藤　久子（旧姓梅澤）
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成３０年（フ）第４８号**
神奈川県小田原市寿町３丁目２番15―305号　レオパレスＲＸ小田原第６
債務者　杉山小夜子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成３０年（フ）第５０号**
神奈川県伊勢原市串橋109番地の１
債務者　堀　　聖美
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成３０年（フ）第５３号**
神奈川県秦野市鶴巻南４丁目14番６号　フィオーレ　102号
債務者　毛取五千代
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成３０年（フ）第３号**
青森県弘前市大字城南４丁目４番地12
債務者　吉田　勝行
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで　青森地方裁判所弘前支部

**平成３０年（フ）第４６号**
神奈川県平塚市片岡814番地の２　サンガーデン片岡105号、前住所神奈川県平塚市片岡919番地の７
債務者　赤池　友彦
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部